

5. 特殊土壌地帯対策の推進

(1) 特土計画に基づく優遇措置

昭和36年度から、特土計画に基づく事業に対して、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（後進地域開発特例法）」による補助特例が適用されている。

現在、特殊土壌地帯として指定されている14県のうち、鹿児島、愛媛、島根など9県に対し県の財政力に応じて国庫負担率の引上げ措置が講じられている。

表－3 後進地域開発特例法による国庫負担率の引き上げ率

県名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
鳥取県	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22
島根県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
岡山県	1.07	1.07	1.07	1.06	1.04	—
広島県	1.01	1.01	1.01	1.01	—	—
山口県	1.11	1.11	1.11	1.12	1.10	1.06
愛媛県	1.14	1.14	1.15	1.14	1.12	1.10
高知県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
熊本県	1.15	1.15	1.15	1.15	1.13	1.11
大分県	1.18	1.19	1.19	1.18	1.17	1.15
宮崎県	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19
鹿児島県	1.19	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18

【補助特例の適用団体（都道府県）の基準】

財政力指数が0.46未満の都道府県

財政力指数＝（基準財政収入額／基準財政需要額）の当該年度前3か年の平均

【国の負担割合の算定方法】

国の負担割合は、下式に基づいて、算定されている。

$$\text{国の負担割合} = \text{通常}の\text{国の負担割合} \times \left(1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}} \right)$$

引上率

（引上率は小数点以下2位未満は切り上げ）

ただし、適用団体の負担割合が10%未満となるときは、上の式による引上率にかかわらず、当該適用団体の負担割合を10%となるように定める。

(2) 地方交付税法に基づく地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入

特土計画の中の「農地保全整備事業」のうちシラスに係るものについては、その負担金に充てるために起こした地方債の元利償還金の一部が基準財政需要額に算入されている（地方交付税法第12条）。

$$\square \text{基準財政需要額への算入額} = \text{当該年度における元利償還額} \times \text{単位費用} 0.95 \text{ 千円} \\ \times \text{種別補正} 0.60$$

(3) 補助対象限度額の引き上げ

1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等による危険がある区域から住宅の移転を行うことを目的とする事業であり、危険住宅に代わる住宅の建設、購入を行うため金融機関等から必要資金を借り入れた場合、その利子相当額として一定の額について助成されており、その補助対象限度額が特殊土壌地帯においては786万円（一般地域484万円、危険住宅の除却費等を含む）となっている。

2) 防災集団移転促進事業

防災集団移転促進事業は、被災地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる地域内にある住居の集団的移転を促進する事業であり、移転者が住宅金融公庫その他の金融機関から必要資金を借り入れた場合、その利子相当額として一定の額について市町村を通じて移転者に対して助成されており、その補助対象限度額が特殊土壌地帯においては708万円（一般地域406万円）となっている。

(4) 採択基準の緩和

1) 畑地帯総合土地改良事業

畑地帯総合土地改良事業は、畑地帯において次の①の事業を基幹事業とし、②の事業をあわせて総合的に行う事業であるが、特殊土壌地帯においては②の農地保全事業の受益面積が20ha以上（一般地域では50ha以上）となっている（土地改良法施行令）。

①基幹事業：農業用排水施設整備、農道整備、区画整理

②あわせ行う事業：①以外の農業用排水施設整備、①以外の農道整備、客土、暗渠排水、農用地造成、区画整理、農地保全、営農用水

2) 林地荒廃防止事業

本事業は、天然現象に起因する崩壊（落石を含む）の可能性が濃厚な山地、または風倒木・流木等が発生している山地等において、山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策に係る事業であり、その対象となる地域は次の①または②の地域となっている。

①「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する激甚災害により被災した地域

②「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に規定する特殊土壌地帯

(5) 補助率算定における施設規模要件等の緩和

国営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的とするものである。同事業の都道府県の負担金の算定において、一定規模以上の基幹施設の負担金額は国の負担割合が高くなっているが、特殊土地地帯においては、国の負担割合の特例として、その規模要件が緩和されている。

表－４ 基幹施設の規模区分と国の負担割合

施設	地帯区分	施設の規模	
ダム	一般地帯	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては2,000ha)以上かつ有効貯水量おおむね7,000千m ³ (畑に係るものにあつては、2,000千m ³)以上のもの	左に該当しないもの
	特殊土地地帯	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては1,000ha)以上かつ有効貯水量おおむね7,000千m ³ (畑に係るものにあつては、1,000千m ³)以上のもの	左に該当しないもの
頭首工	一般地帯	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては2,000ha)以上のもの	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては2,000ha)未満であり、おおむね1,000ha(畑に係るものにあつては、300ha)以上のもの
	特殊土地地帯	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては1,000ha)以上のもの	末端支配面積がおおむね5,000ha(畑に係るものにあつては1,000ha)未満であり、おおむね1,000ha(畑に係るものにあつては、300ha)以上のもの
国の負担割合		70/100	2/3